

「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」 は10月1日から発送します。

標記のことについて、下記のとおり送付いたしますので、お知らせいたします。

記

1 送付書類

- (1) 令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 (※)

※ 令和6年中の支給年金額の増額により令和7年分から源泉徴収の対象となる方及び
令和6年分の扶養親族等申告書を未提出の方には、あらかじめ扶養親族等申告書の表面
の[1]の「変更あり」欄に斜線を印字した様式を送付いたします。

- (2) 令和7年分公的年金等の扶養親族等申告書の手引き

- (3) 返信用封筒（提出する際は110円分の切手を貼ってください。）

2 送付対象となる方

退職または老齢を給付事由とする年金を受給されている方のうち、令和7年の公
的年金等の収入見込額が次に該当される方

- (1) 65歳未満の方…年金の支給額が108万円以上の方

- (2) 65歳以上…年金の支給額が80万円以上の方

（ただし、退職年金等の受給者の方は158万円以上）

3 送付日

令和6年10月1日（火）から順次発送

（昨今の郵便事情により、お手元に届くまで1週間ほどかかると見込まれます。）

4 提出期限

令和6年10月31日（木）

❖❖地方職員共済組合

ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。➡

※この面は控除対象扶養親族等が5人以上いる場合のみ記載してください。

7 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満) ※5人目以降の扶養親族について、以下に記載してください。																
氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住 所 ○を付けてください	所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障 害 の 状 況								
								手帳の種類	等 級	区 分						
		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 ・ ・	0 同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者		1 普 通 障 害						
						給与					万円					
						その他					万円					
個人番号 (マイナンバー)					組合使用欄	別居(国内)	その他	万円	2 精神障害者	2 特 別 障 害						
							別居(国外)				万円					
							3 その他				万円					
		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 ・ ・	0 同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者		1 普 通 障 害						
						給与					万円					
						その他					万円					
個人番号 (マイナンバー)					組合使用欄	別居(国内)	その他	万円	2 精神障害者	2 特 別 障 害						
							別居(国外)				万円					
							3 その他				万円					
		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 ・ ・	0 同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者		1 普 通 障 害						
						給与					万円					
						その他					万円					
個人番号 (マイナンバー)					組合使用欄	別居(国内)	その他	万円	2 精神障害者	2 特 別 障 害						
							別居(国外)				万円					
							3 その他				万円					
		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 ・ ・	0 同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者		1 普 通 障 害						
						給与					万円					
						その他					万円					
個人番号 (マイナンバー)					組合使用欄	別居(国内)	その他	万円	2 精神障害者	2 特 別 障 害						
							別居(国外)				万円					
							3 その他				万円					

【個人番号（マイナンバー）欄について】

個人番号（マイナンバー）の記入は法律で定められた義務であるため、扶養親族等がある場合は、個人番号（マイナンバー）も記入してください。

なお、5人以上扶養親族等がある場合は、以前個人番号（マイナンバー）を記載していただいても、機械処理上、上記欄には「**申告済**」と印字ができませんのでご了承ください。

組合では、記載していただいた個人番号（マイナンバー）等はデータ管理をしていますので、ご安心ください。

この申告書は、次のいずれかに該当される方に送付しています。

令和7年の公的年金等の収入見込額が次に該当する方

(1) 65歳未満・・・年金の支給額が108万円以上の方

(2) 65歳以上・・・年金の支給額が80万円以上の方

(ただし、退職年金等の受給者の方は158万円以上)

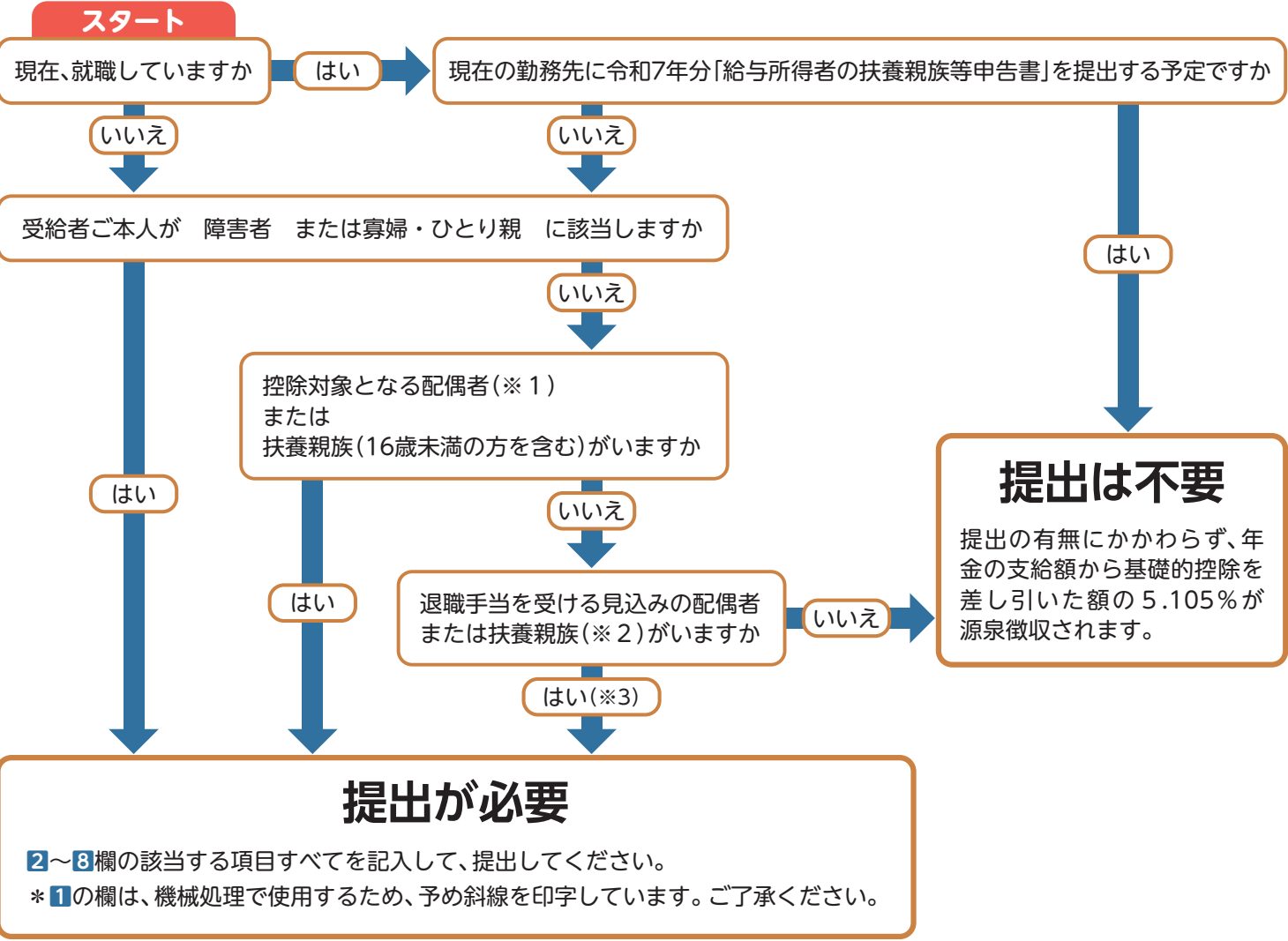
「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出期限は 令和 年 月 日 です。

令和 年 月 日 地方職員共済組合

令和7年分扶養親族等申告書在中

令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

扶養親族等申告書の提出が必要か、次のフロー図でご判断ください。



- ※1 年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。
- ※2 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。
- ※3 提出いただくことで、個人住民税で該当する控除が受けられます。

【ご注意ください！】
申告書に記載がない事項については、当組合の支給する年金から控除は受けられません。

申告内容に不明点がある場合には、当組合から電話等にて確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。☎

記入例 詳しくは同封の手引きを参照してください。

←ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。

年金証書記号番号

QRコード

令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出期限

事務処理上、予め斜線を引いています。

1

変更なし

変更あり

2

氏名

性別

生年月日

配偶者

住所

3

本人障害

4

900万円超え

5

本人の年間所得見積額

寡婦・ひとり親

6

源泉控除対象配偶者等

7

控除対象扶養親族

8

摘要欄

申告書を提出される場合は、該当箇所をすべて記入してください。

提出年月日を記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

所得税法上の障害の範囲や区分等は、手引き6頁を参照してください。

配偶者の収入が年金のみで
65歳未満の方：108万円以下
65歳以上の方：158万円以下
の場合、所得金額は「0円」となり、金額は記入不要です。

所得＝収入－控除額
収入額をそのまま記載すると控除対象外となる場合がありますのでご注意ください。所得の詳しい算出方法については手引き8頁を参照してください。
例えば、65歳以上で年金額の合計額が100万円の場合、所得＝100万円－110万円（控除額）＜0なので、本来は控除対象ですが、年金額の欄に100万円と記載すると所得が100万円と判断され、控除対象外となります。控除対象扶養親族についても同じです。

控除対象扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

別居の扶養親族等については、8摘要欄に住所等を記載してください。

本部お問い合わせ先

〒102-8601
東京都千代田区平河町2-4-9
地共済センタービル内
☎03-3261-9842 年金相談課
☎03-3261-9846 給付課

←ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。

年金証書記号番号

QRコード

令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出期限

事務処理上、予め斜線を引いています。

1

変更なし

変更あり

2

氏名

性別

生年月日

配偶者

住所

3

本人障害

4

900万円超え

5

本人の年間所得見積額

寡婦・ひとり親

6

源泉控除対象配偶者等

7

控除対象扶養親族

8

摘要欄

●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。
【個人番号（マイナンバー）欄について】
個人番号（マイナンバー）の記入は法律で定められた義務であるため、扶養親族等がいる場合は、該当の扶養親族等の個人番号（マイナンバー）も記入してください。マイナンバーカードをお持ちでない場合でも、個人番号（マイナンバー）は付番されています。お手数ですが、通知カード等でご確認のうえ、記入してください。

8

摘要欄

（1）別居（国内）の扶養親族等

（2）別居（国外）の配偶者

（3）別居（国外）の扶養親族

（4）他の所得者が控除を受ける扶養親族等

この申告書は、次のいずれかに該当される方に送付しています。

- (1) 65歳未満…年金の支給額が108万円以上の方
- (2) 65歳以上…年金の支給額が80万円以上の方
(ただし、退職年金等の受給者の方は158万円以上)

令和 年 月 日 地方職員共済組合

令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

```
graph TD; Start([スタート]) --> Q1[現在、就職していますか]; Q1 -- はい --> Q2[現在の勤務先に令和7年分「給与所得者の扶養親族等申告書」を提出する予定ですか]; Q1 -- いいえ --> Q3[受給者ご本人が 障害者 または寡婦・ひとり親 に該当しますか]; Q2 -- いいえ --> Q3; Q2 -- はい --> NoSubmit[提出は不要  
提出の有無にかかわらず、年金の支給額から基礎的控除を差し引いた額の5.105%が源泉徴収されます。]; Q3 -- はい --> NoSubmit; Q3 -- いいえ --> Q4[控除対象となる配偶者※1 または 扶養親族16歳未満の方を含むの方がいますか]; Q4 -- はい --> NoSubmit; Q4 -- いいえ --> Q5[退職手当を受ける見込みの配偶者 または 扶養親族※2 がいますか]; Q5 -- はい※3 --> SubmitBox; Q5 -- いいえ --> NoSubmit; SubmitBox[提出が必要] --> Branch[ ]; Branch -- "昨年の申告から変更なし※4" --> Step1[申告書1欄「変更なし」に斜線を記入]; Step1 --> Step2[2欄を記入]; Branch -- "昨年の申告から変更あり※4" --> Step3[申告書1欄「変更あり」に斜線を記入]; Step3 --> Step4[2～8欄の該当する項目すべてを記入 ※詳しくは同封の手引きをご確認ください。]; Step2 --> Submit[提出]; Step4 --> Submit;
```

The flowchart determines if a form must be submitted for the 7th year of Heisei 30 based on employment status, household composition, and previous filing changes.

Start

現在、就職していますか

はい → 現在の勤務先に令和7年分「給与所得者の扶養親族等申告書」を提出する予定ですか

いいえ → 受給者ご本人が 障害者 または寡婦・ひとり親 に該当しますか

いいえ → 受給者ご本人が 障害者 または寡婦・ひとり親 に該当しますか

受給者ご本人が 障害者 または寡婦・ひとり親 に該当しますか

はい → 提出は不要

いいえ → 控除対象となる配偶者※1 または 扶養親族16歳未満の方を含むの方がいますか

控除対象となる配偶者※1 または 扶養親族16歳未満の方を含むの方がいますか

はい → 提出は不要

いいえ → 退職手当を受ける見込みの配偶者 または 扶養親族※2 がいますか

退職手当を受ける見込みの配偶者 または 扶養親族※2 がいますか

はい※3 → 提出が必要

いいえ → 提出は不要

提出が必要

昨年の申告から変更なし※4

申告書1欄「変更なし」に斜線を記入

2欄を記入

提出

昨年の申告から変更あり※4

申告書1欄「変更あり」に斜線を記入

2～8欄の該当する項目すべてを記入 ※詳しくは同封の手引きをご確認ください。

提出

申告内容に不明点がある場合には、当組合から電話等にて確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。

7 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満) ※5人目以降の扶養親族について、以下に記載してください。

氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住 所 ○を付けてください	所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません	障 害 の 状 況		
							手帳の種類	等 級	区 分
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . .	0 同居 1 別居(国内) 別居(国外)	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他	1 普通障害 2 特別障害
						万円			
						給与			
						万円			
組合使用欄					別居(国外)	その他	万円		
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . .	0 同居 1 別居(国内) 別居(国外)	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他	1 普通障害 2 特別障害
						万円			
						給与			
						万円			
組合使用欄					別居(国外)	その他	万円		
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . .	0 同居 1 別居(国内) 別居(国外)	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他	1 普通障害 2 特別障害
						万円			
						給与			
						万円			
組合使用欄					別居(国外)	その他	万円		
個人番号 (マイナンバー)		2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令 . .	0 同居 1 別居(国内) 別居(国外)	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他	1 普通障害 2 特別障害
						万円			
						給与			
						万円			
組合使用欄					別居(国外)	その他	万円		

組合では、記載していただいた個人番号（マイナンバー）等はデータ管理をしていますので、ご安心ください。

記入例 詳しくは同封の手引きを参照してください。

[illegible]

令和 6 年の申告内容と比較して令和 7 年に変更があるか確認してください。

変更がない→「変更なし」に斜線を引き
2欄を記入して提出してください。

変更がある→「変更あり」に斜線を引き
2 欄以下該当する箇所を全て記入し
提出してください。

☞ 控除対象扶養親族等が令和7年中に70歳、23歳、19歳、16歳となる場合は「変更あり」となります。

提出年月日を記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

所得税法上の障害の範囲や区分等は、手引き6頁を参照してください。

配偶者の収入が年金のみで
65歳未満の方:108万円以下
65歳以上の方:158万円以下

の場合、所得金額は「0円」となり、
金額は記入不要です。

所得=收入-控除額

② 収入額をそのまま記載すると、控除対象外となる場合がありますのでご注意ください。詳しくは手引き 8 頁を参照してください。

【例】65歳以上で年金額の合計額が100万円の場合、所得＝100万円－110万円（控除額）＜0なので、本来は控除対象ですが、年金額の欄に100万円と記載すると所得が100万円と判断され、控除対象外となります。

控除対象扶養親族についても同じです。

個人番号（マイナンバー）を記入してください。
「申告済」の印字がある場合は記入不要です。

別居の扶養親族等については、**8 摘要欄**に住所等を記載してください。

本部お問い合わせ先

〒102-8601
東京都千代田区平河町2-4-9
地共済センタービル内
☎03-3261-9842 年金相談課
☎03-3261-9846 給付課

■ ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。

年令証書記号番号

12345678901234

QRコード

令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

趣向税務署長
該当市区町村長 殿

(申告書の提出先)
支払者の所在地
支払者の法人番号

支払者 地方職員共済組合
東京都千代田区平河町2-4-9
2700150001147

提出期限

令和 年 月 日

提出する際には、必ずどちらかに斜線を引いてください。

1 変更なし

2 変更あり

扶養親族等の内訳

令和6年

令和7年

この欄は記入しないでください。

氏名

住所

3 本人障害

4 本人所得

5 本人の年間所得見積額

寡婦・ひとり親

退職所得を除いた年間所得見積額

寡婦控除・ひとり親控除

退職所得を除いた年間所得見積額

地方税(個人住民税)控除のみ

寡婦控除・ひとり親控除

事由(該当に「○」)

1 死亡

2 離婚

3 生死不明

4 婚姻歴無

生計を一にする子

氏名

年間所得見積額

万円

6 源泉控除対象配偶者等																
氏 名				続 柄	扶養区分	生年月日		住 所 ○を付けてください		所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障 害 の 状 況				
												手帳の種類		等 級	区 分	
				配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含:老人控除対象配偶者)	大 昭 平		0	同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	2 精神障害者	1 普通障害		
								1	別居(国内)	給与						
									別居(国外)	その他						
個人番号 (マイナンバー)						組合使用欄				万円	万円				2 特別障害	
7 控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満) ※5人目以降の控除対象扶養親族等については、裏面に記載してください。																
氏 名				続 柄	扶養区分	生年月日		住 所 ○を付けてください		所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障 害 の 状 況				
												手帳の種類		等 級	区 分	
				2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令		0	同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	2 精神障害者	1 普通障害		
						1	別居(国内)	給与								
							別居(国外)	その他								
個人番号 (マイナンバー)						組合使用欄				万円	万円				2 特別障害	
				2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令		0	同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	2 精神障害者	1 普通障害		
						1	別居(国内)	給与								
							別居(国外)	その他								
個人番号 (マイナンバー)						組合使用欄				万円	万円				2 特別障害	
				2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令		0	同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	2 精神障害者	1 普通障害		
						1	別居(国内)	給与								
							別居(国外)	その他								
個人番号 (マイナンバー)						組合使用欄				万円	万円				2 特別障害	
				2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令		0	同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	2 精神障害者	1 普通障害		
						1	別居(国内)	給与								
							別居(国外)	その他								
個人番号 (マイナンバー)						組合使用欄				万円	万円				2 特別障害	
				2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 その他	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	大 昭 平 令		0	同居	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	2 精神障害者	1 普通障害		
						1	別居(国内)	給与								
							別居(国外)	その他								
個人番号 (マイナンバー)						組合使用欄				万円	万円				2 特別障害	

●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。

【個人番号（マイナンバー）欄について】

個人番号(マイナンバー)の記入は法律で定められた義務であるため、扶養親族等がいる場合は、該当の扶養親族等の個人番号(マイナンバー)も記入してください。マイナンバーカードをお持ちでない場合でも、個人番号(マイナンバー)は付番されています。お手数ですが、通知カード等でご確認のうえ、記入してください。

8 摘要欄【(1)別居(国内)の扶養親族等 (2)別居(国外)の配偶者 (3)別居(国外)の扶養親族 (4)他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

その他ご不明な点はこちらをご覧ください

同封の冊子「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

地方職員共済組合
ホームページ

パソコンから <https://www.chikyosai.or.jp>

または 地方職員共済組合 

スマホから



5人目以降の控除対象扶養親族等については、裏面に記入してください。→

「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます。）をお送りします。

「扶養親族等申告書の提出が必要」と判断された方は、必要事項を記載のうえ提出してください。

記入の手順

- 1 はじめに令和6年分の申告内容を確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 2 令和7年の申告内容を令和6年の申告内容と比較し、「変更なし」、「変更あり」のどちらに該当するのを確認します。
- 3 「変更がない」場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
 - (1) **1**の「変更なし」に線を引きします。
 - (2) **2**に氏名や住所等を記入します。
記入終了です。
→返信用封筒に入れ切手（110円分）を貼り、締切日までに提出してください。
- 4 「変更がある」場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
 - (1) **1**の「変更あり」に線を引きします。
 - (2) **2**に氏名や住所等を記入します。
 - (3) **3**～**5**欄に、該当する場合には記入します。
 - (4) **6**に「控除対象配偶者」、**7**に「控除対象扶養親族」に該当する方がいる場合には記入します。
変更がない内容を含め、全ての申告内容を記載して終了です。
→返信用封筒に入れ切手（110円分）を貼り、締切日までに提出してください。

記入にあたっての注意事項

- ◆ 扶養親族等申告書は、機械処理しますので、黒のボールペンで記入してください。
- ◆ 記入した内容を訂正する場合、訂正印の押印は不要です。

お問い合わせ先

地方職員共済組合 年金相談課 ☎03-3261-9842
給付課 ☎03-3261-9846

受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後12時、午後1時～午後5時

- ・扶養親族等申告書の発送直後は、電話が混み合いますので、しばらくたってからおかけ直してください。
- ・電話の混雑状況によっては、お持たせすることがありますのでご了承ください。
- ・申告内容に不明な点がある場合には、当組合から電話等にて確認させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

「扶養親族等申告書の提出が必要」と判断された方は、以下をお読みにになり、必要事項を記載のうえ提出してください。

- 昨年、扶養親族等申告書により扶養親族等を申告されている場合には、予めその内容を申告書に印字してありますので、その内容を確認し、変更の有無を確認してください。
- 令和6年分の申告内容と比べて「変更がない」方と「変更がある」方で記入方法が異なります。
- 令和6年分を提出されていない方と、初めて申告書が送付されてきた方は、事務処理上、令和6年の扶養親族等の内訳欄は「***」が印字されています。

1 はじめに、令和6年の申告内容を確認します

扶養親族等の内訳	寡婦（ひとり親）	本人障害		源泉控除対象配偶者等	特定	老人	16歳未満	一般	障害			配偶者有無
		特別	普通						特別		普通	
									同居	別居		
令和6年	ア	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ク	ケ	コ

寡婦（ひとり親）欄	①	寡婦に該当する場合「1」、ひとり親に該当する場合「4」 寡婦（地方税のみ）に該当する場合「5」 ひとり親（地方税のみ）に該当する場合「6」※この数字は人数ではありません。
本人障害欄	①	受給者本人が障害者であれば「特別」「普通」のどちらかに「1」
源泉控除対象配偶者等欄	①	源泉控除対象配偶者等がいれば「1」 ※この数字は人数ではありません。 その配偶者が70歳以上で所得が48万円以下であれば「2」（老人控除対象配偶者です）
特定欄	①	控除対象扶養親族のうち「19歳以上23歳未満」の方がいればその「人数」
老人欄	①	配偶者を除く控除対象扶養親族のうち「70歳以上」の方がいればその「人数」 ※配偶者が70歳以上でも、ここに数字は入りません。
16歳未満欄	①	16歳未満の扶養親族がいればその「人数」
一般欄	①	「特定」、「老人」以外の控除対象扶養親族の方がいればその「人数」
障害欄	①	「特別」…配偶者および扶養親族の中に特別障害者がいれば、「同居」「別居」に区別してその「人数」
	②	「普通」…配偶者および扶養親族の中に普通障害者がいればその「人数」
配偶者有無欄	①	配偶者がいれば「1」

2 令和7年の申告内容を令和6年の申告内容と比較し、「変更なし」、「変更あり」のどちらに該当するのを確認します

1 「変更なし・変更あり」欄

1	変更なし 	変更あり 
---	---	--

●令和6年分の申告をしている方

令和7年分の申告が令和6年分と比べて、変更がない場合には「変更なし」に、変更がある場合には「変更あり」に「/」を記入してください。

●初めて申告される方または令和6年分の申告書を提出していない方

1の「変更なし・変更あり」欄に、あらかじめ斜線（「変更なし」に「×」印、「変更あり」に「/」斜線）を印字していますので、記入する必要はありません。

注意点

以下に該当する方がいる場合は、「変更あり」となりますのでご注意ください。

- 控除対象となっている配偶者・扶養親族の年齢が令和7年中に70歳、23歳、19歳、16歳となる方
- 控除対象となっている配偶者の年間所得見積額が令和7年中に次のとおり変更する見込みとなる方
 - 「48万円以下」であったが「48万円超かつ95万円以下」または「95万円超」となる
 - 「48万円超かつ95万円以下」であったが「48万円以下」または「95万円超」となる
 - 「95万円超」であったが「48万円以下」または「48万円超かつ95万円以下」となる
- 控除対象となっている配偶者の所得見積額が1万円以上変動する見込みの方
- 控除対象となっている扶養親族が国外に転居し、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方（詳細は【5ページ】をご覧ください。）
- 前回の提出までに、控除対象となる配偶者・扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入されなかった方、または記入した個人番号（マイナンバー）に変更が生じた方

3 「変更なし」「変更あり」共通で記入が必要な箇所

2 「氏名等」欄

「氏名」、「住所」を必ず記入し、「配偶者有無」の該当する方を必ず○で囲んでください。
「代筆者氏名等」は、代筆される方の「氏名」および「続柄」を記入してください。
日中連絡のとれる電話番号を記入してください。内容を確認するために連絡をすることがあります。

2	ネンキン イチ	男 女	生年月日	昭・林・昭 26年10月2日	配偶者 有無	☒ 有 ☐ 無
	氏名		年金 一	代筆者 氏名等	(続柄)	
住所	〒 102-8601 TEL(03) 3261 - 9842 東京都千代田区平河町2-4-9					

「変更なし」の方は以上で記入終了です。

扶養親族等申告書を同封している返信用封筒に入れ、切手（110円分）を貼り郵送してください。締切日にかかわらず、お早めにご提出ください。

「変更あり」の方は、2 欄を記入後「4」以降に進んでください。

4 「変更あり」の場合 3 以下の該当する箇所すべてに記入が必要です。

注意点

「変更あり」の場合は、変更があった箇所だけではなく、申告するすべての内容を記載してください。
記載がない場合は、扶養控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

3 「本人障害」欄

受給者本人が障害者控除に該当する方は記入してください。
「手帳の種類」及び「区分」は、該当する箇所を○で囲み、「等級」を記入してください。交付年月日は、氏名とあわせて 8 摘要欄に記入してください。
※ 「障害者控除の説明」については、【6ページ】をご覧ください。【6ページ】の表の③④以外に該当する方は、「手帳の種類」は「3 その他」を○で囲んでください。
※ 介護保険法による要介護認定だけでは、障害者控除の適用は受けられませんが、障害者控除対象者認定書等の交付を受けている場合は、障害者控除の適用を受けられます（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください）。

3	手帳の種類	等級	区 分
本人障害	1 身体障害者	3	1 普通障害
	2 精神障害者		2 特別障害
	3 その他		

4 「本人所得」欄

受給者本人の所得見積額が900万円（収入－控除額）を超える場合のみ、「900万円超え」に○を付けてください。

4	900万円超え
	↑ 年間所得見積額を超える場合のみ 「○」を付けてください。
本人所得	

※ 受給者本人の所得が900万円を超える場合は、「配偶者控除の対象外」です。
ただし、配偶者の年間所得見積額が48万円以下の場合で、配偶者が障害者に該当する場合のみ、配偶者の障害者控除が受けられます。

5 「寡婦・ひとり親控除」欄

受給者本人の年間所得見積額が「500万円以下」で、寡婦控除またはひとり親控除に該当する場合は、該当する箇所を○で囲んでください（寡婦控除、ひとり親控除については、下の「寡婦控除・ひとり親控除とは」でご確認ください）。

生計を一にする子(※)がいる場合は、その子の氏名を記入してください（扶養親族に該当し、「7」控除対象扶養親族欄」に記入した場合には、当欄への記入は不要です）。

※ 生計を一にする子とは、所得税法上の扶養親族には該当しないため控除額はつきませんが、同一生計にある子のことです。具体的には、年間所得見積額が「48万円以下」である青色事業専従者等が該当します。

5	本人の年間所得見積額 (500万円以下)	寡婦控除 ・ ひとり親控除	事由 (該当に「○」) →	1 死亡 2 離婚 3 生死不明 4 婚姻歴無	生計を一にする子	氏名	年間所得見積額
寡婦・ひとり親	退職所得を除いた年間所得見積額 (500万円以下)	地方税(個人住民税)控除のみ				共済 一子	10 万円
		寡婦控除 ・ ひとり親控除					

寡婦控除・ひとり親控除とは

1. 『寡婦』とは受給者本人で、以下の方をいいます。
- (1) 次のいずれかに該当する方で、扶養親族（子以外）のある方
- ①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
 - ②夫の生死が明らかでない方
- (2) 次のいずれかに該当する方で、扶養親族のいない方
- ①夫と死別した後、婚姻していない方
 - ②夫の生死が明らかでない方
2. 『ひとり親』とは受給者本人が、以下の方のうち、生計を一にする子又は扶養親族である子がいる方をいいます。
- ①配偶者と死別・離婚後、婚姻していない方
 - ②婚姻歴のない方
 - ③配偶者の生死が明らかでない方
- ※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外となります。

受給者の 年間所得 見積額	受給者の 性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	区分
500万円 以下	女性	子以外の 扶養親族あり	死別・離婚 生死不明	寡婦
		扶養親族なし	死別・生死不明	寡婦
		子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	男性	子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親

- 「地方税(個人住民税)控除のみ」欄について
- 受給者本人の年間所得見積額が500万円を超える場合は、所得税の控除対象になりません。
しかし、受給者本人が退職所得を受給する予定であって、退職所得を除くと500万円以下となる場合で「寡婦」または「ひとり親」の要件に該当するときは、地方税(個人住民税)の控除対象となります。
 - 生計を一にする子の年間所得見積額が48万円を超える場合は、所得税の控除対象になりません。
しかし、当該子が退職所得を受給する予定であって、退職所得を除くと48万円以下となる場合で「ひとり親」の要件に該当するときは、地方税(個人住民税)の控除対象となります。

6 「源泉控除対象配偶者等」欄

源泉控除対象配偶者等の要件については、【7ページ】をご覧ください。

また、年間所得見積額については、【8ページ】をご覧ください。

障害の状況欄は、【6ページ】をご覧くださいのうえ、障害者に該当する場合は8 欄とあわせて記入してください。

新たに配偶者を扶養対象とする場合には、全てを記入し、併せて、個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。

令和6年分の申告の際に、配偶者を申告している場合にはあらかじめ氏名等を印字していますが、印字内容に誤りや修正がある場合には、赤のボールペンなどで修正箇所がわかるように修正してください。

また、令和7年分は配偶者を申告しない場合など（死亡した、所得が増えて該当ではなくなったなど）は、当該欄をすべて二重線により消してください。

なお、氏名等の印字があっても「個人番号（マイナンバー）欄」に「***申告済***」と印字されていない場合は、個人番号（マイナンバー）の登録がありませんので必ず個人番号（マイナンバー）を記入して提出してください。

氏 名		続 柄	扶養区分	生年月日	住所 ○を付けてください	所得の種類・金額 【所得＝収入－控除額】 ※収入額ではありません		障 害 の 状 況		
フリガナ	漢 字					年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です)。	手帳の種類	等級	区 分
【 申告しない場合の例 】		配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (含:老人控除対象配偶者)	大 昭 平 。 。	同居 別居(国内) 別居(国外)	年金	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です)。	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他		1 普通障害 2 特別障害
フリガナ	漢 字					万円				
個人番号 (マイナンバー)						万円	万円			
申告済				組合使用欄		万円	万円			

7 「控除対象扶養親族（１６歳以上）または扶養親族（１６歳未満）」欄

控除対象扶養親族（１６歳以上）または扶養親族（１６歳未満）の要件は、【７ページ】をご覧ください。

また、年間所得見積額については、【８ページ】をご覧ください。

障害の状況欄は、【６ページ】をご覧くださいのうえ、障害者に該当する場合は **8** 欄とあわせて記入してください。

令和６年分の申告の際に、扶養親族を申告している場合にはあらかじめ氏名等を印字していますが、印字内容に誤りや修正がある場合には、赤のボールペンなどで修正箇所がわかるように記載してください。

また、令和７年分は扶養親族を申告しない場合など（死亡した、就職して扶養の対象ではなくなったなど）は、当該欄をすべて二重線により消してください。

なお、**氏名等の印字があっても「個人番号（マイナンバー）欄」に「***申告済***」と印字されていない場合は、個人番号（マイナンバー）の登録がありませんので必ず個人番号（マイナンバー）を記入して提出してください。**

個人番号（マイナンバー）の記載のお願い

個人番号（マイナンバー）は所得税法第２０３条の６の規定により記載が定められていますので、必ず記入してください。

8 摘要欄

受給者本人と別居している配偶者・扶養親族、あるいは受給者本人以外の所得者が控除を受ける配偶者・扶養親族がいる場合には「摘要」欄に以下の内容を記入し、必要な書類を提出してください。

また、障害者控除を受けようとする方に障害の手帳等が交付されている場合は、氏名と交付年月日を記入してください。

(1) 国内で別居している配偶者・扶養親族がいる場合

配偶者、扶養親族の「氏名」および「住所」

(2) 国外に居住している配偶者がいる場合

配偶者の「氏名」および「住所」

(3) 国外に居住している配偶者以外の扶養親族で次の①から④に該当する方がいる場合

扶養親族の「氏名」、「住所」および下記の「①から④のいずれかの該当する番号」

- ① 対象者の年齢が３０歳未満、または、７０歳以上である方
- ② ３０歳以上７０歳未満の方で、留学のため国内に住所を有しなくなった方
- ③ ３０歳以上７０歳未満の方で、障害者（【６ページ】の障害者に該当する方）に該当する方
- ④ ３０歳以上７０歳未満の方で、その年において、年金受給者から生活費または教育費に充てるための送金を年間３８万円以上受ける見込みである方

※ 「国外に居住している」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて１年以上国内に居所を有しない方をいいます。国外に居住している控除対象配偶者や扶養親族がいる場合には、上記（２）、（３）の①～④の区分に応じ書類の提出が必要です。

詳しくは当組合のホームページをご確認いただくか、電話 ☎（表紙に電話番号を記載）にてお問い合わせください。

(4) 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合

- ① 他の所得者の扶養親族である扶養親族の「氏名」、受給者本人から見た「続柄」、「生年月日」および「住所」
- ② 上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の「氏名」、受給者本人から見た「続柄」および「住所（同居もしくは別居）」

※ 生計を同じくする者のなかで、２人以上の所得者がいる方は、扶養親族等をどちらの所得者の控除対象扶養親族とするのか選択することになります。

障害者控除の説明

下表のいずれかの障害の状態に該当する方は、障害者控除を受けることができます。

※ 配偶者の年間所得見積額が48万円を超える場合は、配偶者の障害者控除を受けられません。

- ◆ 介護保険法による要介護認定を受けている方でも、下表に該当しない方は、障害者控除の適用は受けられません（介護保険法で定められている要介護認定の等級とは直接関係ありません。）。
- ◆ 被爆者健康手帳の交付を受けているだけでは、下表⑥に該当しません。
- ◆ 指定難病医療受給者証の交付を受けているだけでは、障害者控除の適用は受けられません。
- ◆ 下表の①、⑥、⑦、⑧に該当する方は、「等級」に①、⑥、⑦、⑧いずれかの該当する番号を記入し、該当の「区分」に○を付けてください。
- ◆ 提出する際、障害程度を示す証明書の添付は必要ありません。
- ◆ 手帳等を交付されている方の氏名と交付年月日を **8** 摘要欄に記入してください。

障 害 の 内 容	区 分	
	普通障害	特別障害
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）		該当するすべての方
② ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、 精神保健指定医により知的障害者と判定された方 ・ 療育手帳（みどり・愛・愛護等）の交付を受けている方	中度、軽度と判定された方 (療育手帳の障害の程度が B、B1、B2、C等)	重度と判定された方(療育 手帳の障害の程度がA、A1、 A2等)
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の障害の程度以外の方	障害等級が1級の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	3級から6級までの方	1級または2級の方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の障害程度以外の方	恩給法別表第1号表ノ2 の特別項症から第三項症 までの方
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣 の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）		該当するすべての方
⑧ 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和36年1月1日以前 の生まれの方）で市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から①②④に 準ずる障害があると認定されている方	右の障害の程度以外の方	①、②または④の特別障 害者と同程度の障害があ る方

※1 精神上の障害のため、物事のよしあしを区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にある方のことをいいます。

※2 引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排泄等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。例えば、「寝たきり」の方は該当することになります。

控除対象となる配偶者		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除（※1）	控除対象外 （※3）
	900万円超	障害者控除 （※2）	控除対象外（※3）	

※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

控除対象となる配偶者、扶養親族の説明

(1) 配偶者について

①源泉控除対象配偶者等

受給者本人（年間所得見積額が900万円以下）と生計を同じくする配偶者（青色事業専従者等を除く。）で、令和7年中の年間所得見積額が95万円以下の方をいいます。

②老人控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の方で、令和7年中の年間所得見積額が48万円以下の方をいいます。

※ 配偶者が障害者に該当しても、年間所得見積額が48万円を超える場合は、障害者控除の対象外です。

※ 受給者本人の年間所得見積額が900万円を上回るため、上記（1）に該当されない方のうち、受給者本人と生計を同じくする障害者に該当する配偶者（青色事業専従者等を除く。）で、かつ、配偶者の年間所得見積額が48万円以下である方は、障害者控除のみ適用を受けることができます。

(2) 控除対象扶養親族

受給者と生計を同じくする16歳以上の親族（配偶者、青色事業専従者等を除く。）、児童福祉法の規定により都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または老人福祉法の規定により市町村長から養護を委託された老人（いわゆる養護老人）で、令和7年中の年間所得見積額が48万円以下の方をいいます。

(3) 老人扶養親族

（2）のうち、年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の方をいいます。

(4) 特定扶養親族

（2）のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの生まれ）の方をいいます。

※ 年齢はすべて令和7年12月31日時点のものです。

※ 対象となる方が年の途中でお亡くなりになられても、その年は控除が受けられます。

※ 年間所得見積額の説明は、【8ページ】の「年間所得見積額の説明」を参照してください。

※ 配偶者または扶養親族が令和7年に退職所得を受ける見込みである場合で、退職所得を含めた所得額では所得税法上の控除対象とならなくても、退職所得を除くと地方税法上（個人住民税）の控除対象となる場合（「退職所得を除いた年間所得見積額」が、配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下である場合）は、退職所得を除いた年間所得見積額を「所得の種類・金額」の該当箇所に記入してください。

なお、退職所得を受ける見込みがない場合、または、退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円、扶養親族は48万円を超える場合は控除対象外となりますので記入不要です。

※ 個人住民税の計算については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

※ 受給者本人または受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和7年中の年間所得見積額が48万円以下で、青色事業専従者等を除く。）や扶養親族（**6**「源泉控除対象配偶者等」・**7**「控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄）で、【6ページ】の表のいずれかの障害の状態で該当する方は、障害者控除を受けることができます。

扶養親族等申告書の提出に伴う業務につきましては、地方職員共済組合が求める特定個人情報等を取り扱うための安全管理措置（入退室管理装置設置、インターネットへの接続禁止等）が講じられ、プライバシーマークおよびISO/IEC27001を取得している会社（ニューコン株式会社 東京都荒川区東日暮里5-41-12）に業務の一部を委託しております。

同封しております黄色の返信用封筒の宛先は次のとおりとなっていますが、当組合が業務の一部を委託した会社であり、また、年金受給者の皆様からご提出いただく扶養親族等申告書は、当共済組合の監督の下、厳重に管理し、個人情報保護に万全を期してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

こちらの委託先では、扶養親族等申告書の内容についてのお問い合わせは受け付けられません。

内容についてのお問い合わせは、「地方職員共済組合年金部年金相談課または給付課」（電話番号は表紙に記載）をお願いします。

提出先 〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5-41-12 地下1階

ニューコン株式会社 情報サービス事業部 内
地方職員共済組合 年金部 年金相談課調査係 行

○ 提出の際は、同封の返信用封筒に入れ、切手（110円分）を貼り、投函してください。

○ 封筒に糊付けする際に、糊が用紙に付いてしまうと、開封の際に用紙を破損してしまうことがありますので糊付けしすぎないようにしてください。

○ 委託先へ速達での返送はしないようにしてください。

○ 申告書は用紙中央のミシン目で切り離し、申告書の部分のみ提出してください。

年間所得見積額の説明

令和7年中の年間所得見積額は、令和7年中（令和7年1月1日から12月31日まで）に得られるであろう所得（年額）から計算します。主な年間所得見積額の計算方法は次のとおりです。

なお、障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 収入金額を記入すると、控除対象外と判断される場合がありますのでご注意ください。



控除対象配偶者や控除対象扶養親族の欄に氏名等の記載があっても、控除対象外と判断されると控除が受けられません。

具体的な計算方法等詳細については、「国税庁のホームページ」をご確認いただくか、お近くの税務署へお尋ねください。

【雑所得：公的年金等（※）の場合】 その年に受け取る年金収入金額（A）－ 公的年金等控除額（B）

受給者の年齢	その年に受け取る年金収入金額（A）	公的年金等控除額（B）
65歳以上 （昭和36年1月1日以前生まれ）	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	（A）×25%+27万5千円
	410万円超 770万円以下	（A）×15%+68万5千円
65歳未満 （昭和36年1月2日以降生まれ）	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	（A）×25%+27万5千円
	410万円超 770万円以下	（A）×15%+68万5千円

その年に受け取る年金収入金額（A） 上記の表で計算した(B)の額 年金の年間所得見積額 所得見積欄に記入する額
（0の場合記入不要）

円 — 円 = 円 ➡ 万円

※ 「公的年金等」とは、共済年金、国民年金、厚生年金保険、恩給などです。

円単位を万円単位にする

【雑所得：公的年金等以外（※1）の場合】 総収入金額 — 必要経費（※2）

※1 「公的年金等以外」とは、個人年金保険、企業年金、郵便年金などです。

※2 「必要経費」とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その収入金額を得るために直接要した費用の額、その他に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額です。例えば、個人年金にかかる経費とは、年金の支払金額に対応する保険料または掛金額です。

【給与所得の場合】 給与の収入金額（C）－ 給与所得控除額（D）

給与の収入金額（C）	給与所得控除額（D）
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	（C）×40%－10万円
180万円超 360万円以下	（C）×30%+8万円
360万円超 660万円以下	（C）×20%+44万円
660万円超 850万円以下	（C）×10%+110万円
850万円超	195万円

その年に受け取る給与収入金額（C） 上記の表で計算した(D)の額 給与の年間所得見積額 所得見積欄に記入する額
（0の場合記入不要）

円 — 円 = 円 ➡ 万円

円単位を万円単位にする

【配当所得の場合】 収入金額 — 株式等の取得に要した負債の利子

【不動産所得の場合】 総収入金額 — 必要経費（※）

【事業所得の場合】 （※）必要経費の説明は、【雑所得：公的年金等以外の場合】の説明（※2）でご確認ください。

【退職所得（一般退職手当等（※））の場合】 （収入金額 — 退職所得控除額（E））×1/2

勤続年数	退職所得控除額（E）
20年以下	40万円 × 勤続年数 ※勤続期間に1年未満の端数があるときは、端数は1年に切り上げて計算します。
20年を超える	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

（※）「一般退職手当等」とは、「特定役員手当等」および「短期退職手当等」のいずれにも該当しないものとなります。

「一般退職手当等」以外の計算方法については、「国税庁のホームページ」をご確認いただくか、お近くの税務署へお尋ねください。

◆その他、所得には次のものがあります。

利子所得、譲渡所得、山林所得、一時所得

1160014

110 円分の
切手を貼っ
てください。

地方職員共済組合
年金部 年金相談課調査係 行

【地方職員共済組合 業務委託先】

扶養親族等申告書在中

東京都荒川区東日暮里5-41-12地下1階
ニューコン株式会社情報サービス事業部内



S00901

お 願 い

この封筒には「公的年金等の
扶養親族等申告書」以外の書類
は入れないでください。

提出前チェックシート

*最終確認に使用してください。

「公的年金等の扶養親族等申
告書」以外の書類は入っていま
せんか。

☐

「変更なし」もしくは「変更
あり」に斜線を引いてあり
ますか。

☐

封筒に切手（110円分）を
貼りましたか。

☐

住所

〒

氏名

ⓧ

シ

シ

シ

シ